

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱（第二次 補正予算成立後施行分）

大

厚生労働省発職 0914 第 1 号

平成 28 年 9 月 14 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

別紙

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱「第二次補正予算成立後施行分」

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

再就職支援奨励金制度及び受入れ人材育成支援奨励金制度について、次のとおり改正すること。

(一) 再就職支援奨励金制度の改正

イ 教育訓練施設等に訓練の実施を委託した事業主に対し、再就職実現時に支給する再就職支援奨励金を創設し、対象者一人につき訓練の委託に要する費用の三分の二の額（三十万円を上限とする。）を支給すること。

ロ 職業紹介事業者に再就職支援の一部として訓練の実施を委託した事業主に対し、再就職実現時に支給する再就職支援奨励金の加算額を、対象者一人につき訓練の委託に要する費用の三分の二の額（三十万円を上限とする。）に引き上げること。

(二) 受入れ人材育成支援奨励金制度の改正

イ 平成三十二年十二月三十一日までの間、再就職援助計画等の対象者を早期に雇い入れた事業主に
対する助成のうち、職業安定局長が定める条件に該当する雇入れである場合の助成額を八十万円に
引き上げること。

ロ 再就職援助計画等の対象者を雇い入れ、訓練を実施した事業主に対する助成額を次のとおり引き
上げるとともに、さらに、職業安定局長が定める条件に該当する雇入れを行い、訓練（以下「特定
対象訓練」という。）を実施した事業主に対する助成額を次のとおり支給するものとする。

(イ) 当該訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数に九
百円（特定対象訓練については、千円）を乗じて得た額

(ロ) 当該訓練（実習に限る。）の実施時間数に八百円（特定対象訓練については、九百円）を乗
じて得た額

二 六十五歳超雇用推進助成金の創設

労働協約又は就業規則により次のいずれかに該当する措置を新たに講じた事業主に対して、それぞれ
次に掲げる額を支給するものとする。

- (一) 六十五歳への定年の引上げ 百万円
- (二) 六十六歳以上までの定年の引上げ又は定年の定め廃止 百二十万円
- (三) 六十六歳以上七十歳未満の年齢までの継続雇用制度の導入 六十万円
- (四) 七十歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入 八十万円

三 生活保護受給者等雇用開発助成金の創設

- (一) 該当する事業主に対し、(二)に定める額を支給するものとする。

- (一) 都道府県又は市町村が、都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づき、公共職業安定所に対し職業紹介、職業指導等を行うことを要請した生活保護受給者又は生活困窮者（生活困窮者自立支援法に定める計画の策定を行い、当該計画に記載された達成時期が到来していない者に限る。

）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた

事業主

- (二) 雇入れに係る者一人につき五十万円（中小企業事業主の場合は、六十万円）。短時間労働者として雇い入れた場合においては、一人につき三十万円（中小企業事業主の場合は、四十万円）。

四 地域雇用開発助成金制度の改正

地域雇用開発奨励金について、次のいずれにも該当する事業主に対して、(三)の雇入れに係る者の数に応じ、当該者の雇入れに係る費用の額を限度として支給する特例措置を講じること。

(一) 熊本県において事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

(二) 施行日から起算して一年を経過する日までの間に熊本労働局長に対して、(一)の設置又は整備に係る事業所（以下「対象事業所」という。）の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出した事業主であること。

(三) 対象事業所の設置又は整備に伴い、イに掲げる日からロに掲げる日までの間において、求職者等を継続して雇用する労働者（当該事業主に雇用されていた者以外の者にあつては、公共職業安定所又は職業紹介事業者等に紹介されたものに限る。）として三人（創業の場合にあつては、二人）以上雇い入れる事業主であること。

イ 平成二十八年四月十四日から当該事業主が(二)の計画を熊本労働局長に提出した日までの間で当該事業主が指定する日

ロ 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を熊本労働局長に提出した日（当該届をイに掲げる日から起算して一定の期間を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該期間を経過する日）

五 （略）

六 人材確保等支援助成金制度の改正

職場定着支援助成金について、個別企業助成コースを次のとおり改正すること。

（一） 雇用管理制度導入助成の拡充

保育事業主が短時間正社員制度を導入する措置を講じた場合を助成対象に追加すること。

（二） 保育労働者雇用管理制度助成の創設

保育事業主に対し、次のイからハに掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に掲げる額を支給するものとする。

イ 保育労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備に係る計画について都道府県労働局長の認定を受け、その整備を行った場合 五十万円

ロ イの賃金制度の整備に係る計画の計画期間が終了してから一年経過後の離職率に係る目標の達成等をした場合 六十万円

ハ イの賃金制度の整備に係る計画の計画期間が終了してから三年経過後の離職率に係る目標の達成等をした場合 九十万円

七 キャリアアップ助成金制度の改正

処遇改善コースについて、次のとおり改正すること。

- (一) 中小企業事業主が、全ての有期契約労働者等の賃金を職業安定局長の定める割合以上で増額改定した場合、現行の助成額に加え、対象者一人につき一万四千二百五十円（職業安定局長の定める条件を満たす場合は、一万八千円）を支給するものとする。

- (二) 中小企業事業主が、合理的に区分された有期契約労働者等の賃金を職業安定局長の定める割合以上で増額改定した場合、現行の助成額に加え、対象者一人につき七千六百元（職業安定局長の定める条件を満たす場合は、九千六百元）を支給するものとする。

八 （略）

九 地域活性化雇用創造プロジェクトの創設

都道府県が提案する当該都道府県における雇用の創造に資するための事業について、当該事業に要する経費の一部を補助するものとする。

第二 その他

一 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第一の四については、平成二十八年四月十四日から、第一の七については、同年八月二十四日から適用すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。